

【後期 第 10 問】

株式会社 TDK 商事株式会社(以下 T 社)は、代表取締役社長の甲らグループと専務取締役乙らグループとが互いに激しく対立していた。

乙らは甲が社内不正行為を働いていることをつきとめ、平成 26 年 11 月 25 日に甲らを警視庁多摩中央警察署長(所轄は同署刑事課)に告発状を提出していたが、捜査は進展せず、焦燥感を募らせていたところ、やがて甲と親しい間柄である多摩中央署の捜査官数人が、警察内部で画策して捜査妨害をしているのではないかとの思いを強く抱くに至った。乙は、大学の同級生で、警視庁の本庁に勤めている警視丙に便宜を図ってもらおうと考えた。

乙は平成 27 年 9 月 13 日に都内の飲食店で丙と会食した。乙は、この面談において、同事件の捜査が進展するように助力を求めたところ、丙はこれを承諾し、担当の警察官に捜査の進捗状況を問い合わせることや同事情件の資料を検討することなどを約束して別れた。

丙は、同年 9 月 15 日、T 社の乙の部屋に赴いて、乙から告発事件に関する詳細な資料を受け取り、その場でそれに目を通して教示、助言するとともに、持ち帰って検討すると述べた上、担当部署には知り合いがいるので聞いてみると答えた。

乙は「動くのには金も要るでしょう。」と言い、封筒入りの現金 100 万円を渡したところ、丙はこれを受領した。しかしその後、丙は告発事件に関して直接的な働きかけは全くしなかったし、何らの情報も得ていなかった。

そのころ、警視庁捜査二課では、多摩中央署とは別のルートから、甲の社内不正行為の容疑が浮上し、捜査が進められていた。担当捜査官の丁らは、決定的な証拠を押収するため、甲宅への強制捜査に踏み切ろうとしていた。

丁ら捜査官 10 名は平成 27 年 12 月 1 日午前 9 時半過ぎころ、甲宅を訪ね強制捜査に着手した。執行着手の際、丁は玄関先で甲に対し執行令状の提示をしなかったが、令状を提示したものと誤信して中へ入ろうとした。甲は、丁が何の説明もなくいきなり入り込んで来たことに腹を立てて、玄関先に置いてあった木彫りの熊の置物(高さ約 20cm、横幅約 35cm、奥行き 12cm)をつかみ、丁の頭部を約 10 回殴打した。甲の行為により、丁は加療 1 週間を要する傷害を負った上に、丁らの強制執行は一時中断された。

その後、同日中に強制捜査は再開され、甲は公務執行妨害の容疑および社内不正行為の容疑でも逮捕された。甲は T 社の臨時株主総会および取締役会で、全ての役職を解任され、後任の社長に乙が就任した。

丙は、公務員の人事交流の一環として、同年 10 月 1 日付で海上保安庁に出向し、東京海上保安部の刑事課に配属され、特別司法警察職員として犯罪捜査に従事していたが、乙は、一連の捜査は丙が前職在任中に働きかけてくれたものと誤信し、御礼を申し述べようと思いい丙に面会を求めた。

丙は、実際は何ら働きかけをしていなかったにもかかわらず、乙に会えば現金がもらえるかもしれないと考え、同年 12 月 3 日夜にレストランで会食をした。丙は、「知り合いに捜査するように頼んでおいたのですが、うまくいきましたね。」などと嘘をつき、謝礼として

現金 150 万円の提供を受け、これを受領した。丙は「捜査二課の丁さんは相当やり手だよ。乙君も一企業の社長になったのだからお見舞いもかねて一度面会すべきだ。」と言った。

同年 12 月 5 日、乙は丙の紹介で、丁の病室を訪れた。乙は「この度は大変お世話になりました。今後も、丁さん方のお力をお貸してください。」と言いながら、「お見舞品」と書かれた菓子折りを渡した。その菓子折りの箱は二重底になっており、底の下には現金 150 万円が敷き詰められていた。乙が病室を出た後、丁は箱の中身を確認し、現金の存在を知りながらもそれを乙へ返さなかった。

甲・乙（・丙・丁）の行為の罪責を検討せよ。